

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 滋賀県

策定：令和5年2月27日

I 収益性向上対策

1 目的

水田・畑作・野菜・果樹・茶等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、産地の競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。このため、本県の農業について、県が作成した下記①から⑥の計画や指針等に加え、各地域が作成する、人・農地プランおよび水田収益力強化ビジョンと整合させつつ、地域の産地パワーアップ計画に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に推進する。

① 滋賀県農業・水産業基本計画、②水田収益力強化ビジョン、③近江の野菜生産振興指針、④滋賀県果樹農業振興計画、⑤滋賀県花き生産振興指針、⑥「近江の茶」生産振興指針

2 基本方針

作物名	
水稻（主食用米、非主食用米）・麦・大豆等	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】 消費者や実需者のニーズ、地域の営農条件に応じた作物の作付けを推進するとともに、生産コストの削減や品質・収量の向上を図ることにより、水田を有効に活用しながら農業者の所得の向上を図る。</p> <p>【成果目標に向けた取組の考え方】 次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定し、その実現が見込まれること。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、以下に規定する「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <p>○ 生産コストの10%以上の削減 ・適切な人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林</p>

水産事務次官依命通知) 第2の1に定める「人・農地プラン」をいう。)に位置付けられた中心経営体への農地の集約化等を推進する。

- ・中心経営体への機械作業の集約化および低コスト化、ICTやロボット技術等を活用した新技術の導入による収量・品質の向上等を推進する。
 - ・地域における穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を推進する。
 - 集出荷・加工コストの10%以上の削減
地域における穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を推進する。
 - 販売額または所得額の10%以上の増加
消費者や実需者の求める品種の作付けを進める他、収量および品質の向上を図るための機械等の導入を推進する。
 - 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上
主食用米の安定生産を図るため、米の収穫前契約や買取集荷を推進する。
 - 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%
消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを進める。
 - 農産物輸出の取組について
 - ア 直近年(事業実施年度から過去5年以内)の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量または出荷額の10%以上の増加
 - イ 新規の取組の場合または直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上または輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - ・水田の有効活用を図るため、麦・大豆の作付けに適さない地域を中心に、輸出用米の実需者との契約に基づく計画的な生産を推進する。
 - 労働生産性の10%以上の向上
労働力不足のなか、販売額の維持向上、労働時間を削減しようとする取組を推進する。
 - 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上
農業支援サービス事業体の利用を推進する。
- 【コスト削減効果の比較の考え方】**
- ・生産コストの削減：産地内の農業者の全生産コストと比較する(生産コストの算定については、現状値と目標値の算定方法が一致し、対外的に説明が可能であれば、地域協議会がその方法を決定することができる。)
 - ・集出荷・加工コストの削減：共同利用施設を整備する場合、施設運営に係るコスト(集出荷・加工に係るコストを含む。)の10%以上の削減を成果目標とする(施設利用料の10%削減を成果目標とすることは不可。)。なお、個別の農業者が利用する施設を整備する場合、コスト低減効果は当該農業者の全生産コストと比較する。
- 【販売額等増加効果の比較の考え方】**

	<p>産地内の全販売額等と比較する。</p> <p>【契約栽培増加効果の比較の考え方】 産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。</p> <p>【需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率の比較の考え方】 需要増が見込まれる品目・品種へ転換した面積について、全面積と比較する。</p> <p>【農産物輸出増加効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出実績がある場合は、輸出向けの出荷量または出荷額の増加率で比較する。 ・新規の取組または過去5年以内に輸出実績がない場合は、出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、または輸出向けの年間出荷量で比較する。 <p>【労働生産性増加効果の比較の考え方】 販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。労働時間は、①直接労働時間の全てまたは、②特定のみとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較する。また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能である。</p> <p>【農業支援サービス事業体の利用増加効果の比較の考え方】 産地内の農業支援サービス事業体を利用している面積について、全面積と比較する。</p>
<p>野菜（キャベツ、はくさい、だいこん、ブロッコリー、菜の花、にんじん、かぶ類、地域推進野菜）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】 規模拡大による生産量の確保や生産から販売までの一貫した体制整備など、産地の体質強化に向けて集中して取り組むとともに、地域の営農条件や需要に応じた効率的な作付けを推進することにより、水田を有効に活用しながら、農業者の所得の向上を図る。</p> <p>【成果目標に向けた取組の考え方】 次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定し、その実現が見込まれること。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、以下に規定する「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コストの10%以上の削減 機械作業の共同化などによる効率的な産地の育成を推進する。 ○ 集出荷・加工コストの10%以上の削減 集出荷・貯蔵施設の新設などにより、定時・定量・定質出荷体制の確立を推進する。 ○ 販売額または所得額の10%以上の増加 ・機械化一貫体系の導入などにより、広域露地野菜産地の形成を推進する。

- ・パイプハウスの導入などにより、収益性の高い施設野菜産地の形成を推進する。
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上
産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。
- 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%
消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを進める。
- 農産物輸出の取組について
 - ア 直近年（事業実施年度から過去5年以内）の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量または出荷額の10%以上の増加
 - イ 新規の取組の場合または直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上または輸出向けの年間出荷量10トン以上
- 労働生産性の10%以上の向上
労働力不足のなか、販売額の維持向上、労働時間を削減しようとする取組を推進する。
- 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上
農業支援サービス事業者の利用を推進する。
- 【コスト削減効果の比較の考え方】
 - ・生産コストの削減：産地内の農業者の全生産コストと比較する。
 - ・集出荷・加工コストの削減：共同利用施設を整備する場合、施設運営に係るコスト（集出荷・加工に係るコストを含む。）で比較する。
- 【販売額等増加効果の比較の考え方】
産地内の全販売額等と比較する。
- 【契約栽培増加効果の比較の考え方】
産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。
- 【需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率の比較の考え方】
需要増が見込まれる品目・品種へ転換した面積について、全面積と比較する。
- 【農産物輸出増加効果の比較の考え方】
 - ・輸出実績がある場合は、輸出向けの出荷量または出荷額の増加率で比較する。
 - ・新規の取組または過去5年以内に輸出実績がない場合は、出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、または輸出向けの年間出荷量で比較する。
- 【労働生産性増加効果の比較の考え方】
販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。労働時間は、①直接労働時間の全てまたは、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較する。また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能である。

	<p>【農業支援サービス事業体の利用増加効果の比較の考え方】 産地内の農業支援サービス事業体を利用している面積について、全面積と比較する。</p>
<p>果樹（ぶどう、なし、もも、かき、いちじく、ブルーベリー、地域推進果樹）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】 規模拡大による生産量の確保や生産から販売までの一貫した体制整備など、産地の体質強化に向けて集中して取り組むとともに、地域の営農条件や需要に応じた効率的な作付けを推進することにより、農業者の所得の向上を図る。</p> <p>【成果目標に向けた取組の考え方】 次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定し、その実現が見込まれること。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、以下に規定する「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コストの10%以上の削減 機械作業の共同化などにより、効率的な産地の育成を推進する。 ○ 集出荷・加工コストの10%以上の削減 集出荷施設の再編整備等により、集荷の合理化を推進する。 ○ 販売額または所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウスの導入などにより、安定生産体制を整備する取組を推進する。 ・高性能な選果機の導入などにより、品質の安定を推進する。 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上 産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。 ○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% 消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを進める。 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年（事業実施年度から過去5年以内）の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量または出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合または直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上または輸出向けの年間出荷量10トン以上 ○ 労働生産性の10%以上の向上 労働力不足のなか、販売額の維持向上、労働時間を削減しようとする取組を推進する。 ○ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上 農業支援サービス事業体の利用を推進する。

	<p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの削減：産地内の農業者の全生産コストと比較する。 ・集出荷・加工コストの削減：共同利用施設を整備する場合は、施設運営に係るコスト（集出荷・加工に係るコストを含む。）と比較する。 <p>【販売額等増加効果の比較の考え方】</p> <p>産地内の全販売額等と比較する。</p> <p>【契約栽培増加効果の比較の考え方】</p> <p>産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。</p> <p>【需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率の比較の考え方】</p> <p>需要増が見込まれる品目・品種へ転換した面積について、全面積と比較する。</p> <p>【農産物輸出増加効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出実績がある場合は、輸出向けの出荷量または出荷額の増加率で比較する。 ・新規の取組または過去5年以内に輸出実績がない場合は、出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、または輸出向けの年間出荷量で比較する。 <p>【労働生産性増加効果の比較の考え方】</p> <p>販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。労働時間は、①直接労働時間の全てまたは、②特定のみとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較する。また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能である。</p> <p>【農業支援サービス事業体の利用増加効果の比較の考え方】</p> <p>産地内の農業支援サービス事業体を利用している面積について、全面積と比較する。</p>
<p>花き（ばら、きく、地域推進花き）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>規模拡大による生産量の確保や生産から販売までの一貫した体制整備など、産地の体質強化に向けて集中して取り組むとともに、地域の営農条件や需要に応じた効率的な作付けを推進することにより、農業者の所得の向上を図る。</p> <p>【成果目標に向けた取組の考え方】</p> <p>次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定し、その実現が見込まれること。</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、以下に規定する「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コストの10%以上の削減 <p>機械作業の共同化などにより、効率的な産地の育成を推進する。</p>

- 集出荷コストの10%以上の削減
集出荷施設の再編整備等により、集荷の合理化を推進する。
 - 販売額または所得額の10%以上の増加
パイプハウスの導入などにより、収益性の高い施設花き産地の形成を推進する。
 - 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上
産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。
 - 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100%
消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを進める。
 - 農産物輸出の取組について
 - ア 直近年（事業実施年度から過去5年以内）の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量または出荷額の10%以上の増加
 - イ 新規の取組の場合または直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上または輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - 労働生産性の10%以上の向上
労働力不足のなか、販売額の維持向上、労働時間を削減しようとする取組を推進する。
 - 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上
農業支援サービス事業者の利用を推進する。
- 【コスト削減効果の比較の考え方】**
- ・生産コストの削減：産地内の農業者の全生産コストと比較する。
 - ・集出荷コストの削減：共同利用施設を整備する場合は、施設運営に係るコスト（集出荷・加工に係るコストを含む。）と比較する。
- 【販売額等増加効果の比較の考え方】**
- 産地内の全販売額等と比較する。
- 【契約栽培増加効果の比較の考え方】**
- 産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。
- 【需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率の比較の考え方】**
- 需要増が見込まれる品目・品種へ転換した面積について、全面積と比較する。
- 【農産物輸出増加効果の比較の考え方】**
- ・輸出実績がある場合は、輸出向けの出荷量または出荷額の増加率で比較する。
 - ・新規の取組または過去5年以内に輸出実績がない場合は、出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、または輸出向けの年間出荷量で比較する。
- 【労働生産性増加効果の比較の考え方】**

	<p>販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。労働時間は、①直接労働時間の全てまたは、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較する。また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能である。</p> <p>【農業支援サービス事業体の利用増加効果の比較の考え方】 産地内の農業支援サービス事業体を利用している面積について、全面積と比較する。</p>
茶	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】 中心的な経営体への農地の集積などの産地の体質強化や、新たな需要に応じた作付けを推進することにより、農業者の所得の向上を図る。</p> <p>【成果目標に向けた取組の考え方】 次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定し、その実現が見込まれること。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、以下に規定する「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コストの10%以上の削減 大型機械の導入により、中心経営体への集約を推進する。 ○ 集出荷・加工コストの10%以上削減 茶工場の再編整備等により、加工の合理化を推進する。 ○ 販売額または所得額の10%以上増加 茶加工機械の導入により、新たな需要に対応する茶種の生産を推進する。 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上 産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。 ○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% 消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを進める。 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年（事業実施年度から過去5年以内）の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量または出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合または直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上または輸出向けの年間出荷量10トン以上 ○ 労働生産性の10%以上の向上 労働力不足のなか、販売額の維持向上、労働時間を削減しようとする取組を推進する。

	<p>○ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上農業支援サービス事業体の利用を推進する。</p> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの削減：産地内の農業者の全生産コストと比較する。 ・集出荷・加工コストの削減：共同利用施設を整備する場合は、施設運営に係るコスト（集出荷・加工に係るコストを含む。）と比較する。 <p>【販売額等増加効果の比較の考え方】</p> <p>産地内の全販売額等と比較する。</p> <p>【契約栽培増加効果の比較の考え方】</p> <p>産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。</p> <p>【需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率の比較の考え方】</p> <p>需要増が見込まれる品目・品種へ転換した面積について、全面積と比較する。</p> <p>【農産物輸出増加効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出実績がある場合は、輸出向けの出荷量または出荷額の増加率で比較する。 ・新規の取組または過去5年以内に輸出実績がない場合は、出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、または輸出向けの年間出荷量で比較する。 <p>【労働生産性増加効果の比較の考え方】</p> <p>販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。労働時間は、①直接労働時間の全てまたは、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較する。また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能である。</p> <p>【農業支援サービス事業体の利用増加効果の比較の考え方】</p> <p>産地内の農業支援サービス事業体を利用している面積について、全面積と比較する。</p>
<p>地域特産物（そば、いも類、こんにやく等）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>地域の営農条件や需要に応じた効率的な作付けを推進することにより、農業者の所得の向上を図る。</p> <p>【成果目標に向けた取組の考え方】</p> <p>次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定し、その実現が見込まれること。</p> <p>ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、以下に規定する「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。</p> <p>○ 生産コストの10%以上の削減</p>

	<p>機械作業の共同化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集出荷・加工コストの10%以上の削減 集出荷施設の再編整備等により、集荷の合理化を推進する。 ○ 販売額または所得額の10%以上の増加 高性能な選果機・加工機の導入により、品質の安定を推進する。 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上 産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。 ○ 需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率100% 消費者や実需者の求める品目・品種の作付けを進める。 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年（事業実施年度から過去5年以内）の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量または出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合または直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上または輸出向けの年間出荷量10トン以上 ○ 労働生産性の10%以上の向上 労働力不足のなか、販売額の維持向上、労働時間を削減しようとする取組を推進する。 ○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上 農業支援サービス事業者の利用を推進する。 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの削減：産地内の農業者の全生産コストと比較する。 ・集出荷・加工コストの削減：共同利用施設を整備する場合は、施設運営に係るコスト（集出荷・加工に係るコストを含む。）と比較する。 <p>【販売額等増加効果の比較の考え方】</p> <p>産地内の全販売額等と比較する。</p> <p>【契約栽培増加効果の比較の考え方】</p> <p>産地内の全契約栽培の取組について、その取扱量と比較する。</p> <p>【需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目・品種への転換率の比較の考え方】</p> <p>需要増が見込まれる品目・品種へ転換した面積について、全面積と比較する。</p> <p>【農産物輸出増加効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出実績がある場合は、輸出向けの出荷量または出荷額の増加率で比較する。 ・新規の取組または過去5年以内に輸出実績がない場合は、出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合の増加率、または輸出向けの年間出荷量で比較する。
--	--

	<p>【労働生産性増加効果の比較の考え方】 販売額は、成果目標「販売額の10%以上の増加」の場合と同じ。労働時間は、①直接労働時間の全てまたは、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較する。また、施設を整備する場合は、受益農業者の直接労働時間に施設の従業員の作業時間を加えて比較することが可能である。</p> <p>【農業支援サービス事業体の利用増加効果の比較の考え方】 産地内の農業支援サービス事業体を利用している面積について、全面積と比較する。</p>
--	---

3 本事業の推進・指導および管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画および取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向けて、県（県庁みらいの農業振興課、農業農村振興事務所農産普及課等）と市町および市町再生協議会が連携して、推進・指導する。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画および取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画および取組主体事業計画の審査に当たっては、生産コストまたは集出荷・加工コストの削減、販売額の増加等、地域の営農戦略に基づく産地としての高収益化に向けた計画であるとともに、県事業実施方針に即した計画であることを確認する。なお、審査の実務は、効率的かつ効果的な審査のため、県庁みらいの農業振興課および農業農村振興事務所農産普及課が行う。</p>

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）別表2のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を対象とする。なお、整備事業の実施の検討に当たっては、地域内に整備予定の施設と同種の共同利用施設がある場合は、既存施設の再編利用を検討するとともに、それぞれの利用を妨げることのないよう、また、受益面積の重複がないよう十分に調整するものとする。 ○ 取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国交付等要綱別記2の別紙1、共通1、共通2、共通3の要件等を満たす取組を対象とする。 ・ 施設の整備にあたって、いわゆる更新と認められる場合は、助成の対象としない。 ・ 整備を予定している施設は、取組主体の掲げる成果目標の達成に直結するものであること。 （注意）県知事が地方農政局長と協議し、地方農政局長等が必要と認めた場合は、基金事業で整備事業が実施できるものとする。
野菜・果樹・花き・	生産技術高度化施設の整備にあたっては、共同利用の場合を除いて、該当品目の作付面積の相当量の拡大となること

茶・地域特産物	を要件とする。なお、相当量とは、既存の作付面積の2倍以上または、1,000㎡以上をいう。
---------	--

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 国交付等要綱別記2の別紙1のIの1の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械および資材 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械・設備および資材とする。なお、機械の規模については、利用計画等で能力および台数を決定するなど過剰投資とならないようにすること。 ・ 機械・設備を導入する場合、既存機械・設備の代替として、同種・同規模・同効用のものを再導入する場合（いわゆる単純更新）は、助成の対象としない。また、地域内に導入予定の機械・設備と同種の共同利用機械・設備等がある場合は、既存機械・設備等の有効利用を検討するとともに、それぞれの利用を妨げることはないよう、また、受益面積の重複がないよう十分に調整するものとする。 ・ 導入を予定している機械・設備は、取組主体の掲げる成果目標の達成に直結するものであること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 国交付等要綱の別記2の別紙1のIの2の要件を満たす取組を事業対象とする。ただし、技術実証については、産地の収益力強化に向けた取組であって、地域で初めて導入する機械の効果実証や機械の利用マニュアルづくりに資する取組とする。

(2) 整備事業

国交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容および対象経費等の確認方法

地域協議会長は、取組主体から取組主体事業計画書の提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域の産地パワーアップ計画の範囲や目的に合致し、審査方針に照らして適当であると認めた場合には、当該取組主体事業計画を含む産地パワーアップ計画を作成し、市町長の意見を付して県に承認を申請する。

【計画申請時の添付書類】

(1) 整備事業（国交付等要綱別表2注1に基づき基金事業として実施される整備事業を含む。）

① 概算設計書、見積書（原則3社以上）、事業費の積算根拠となる資料、② 費用対効果分析、③ 施設の規模決定根拠、④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤ 位置図、平面図、配置図、⑥ 施設の管理運営規定、⑦ 収支計画、⑧ 整備事業の明細票、⑨ 成果目標の達成根拠、他

(2) 生産支援事業および効果増進事業

① 申請者の定款または規約（個人の場合は除く）、② 機械の利用計画、③ 能力・台数等の算定根拠、④ 見積書（原則3社以上）、⑤ カタログ

市町長は、取組主体から助成金の請求があった場合は、その内容について書類審査および現地審査により審査・確認の上、適正である場合には、県に助成金を請求する。

【実績報告時の添付書類】

(1) 整備事業（国交付等要綱別表2注1に基づき基金事業として実施される整備事業を含む。）

① 出来高設計書、② 完成写真、③ 契約書、納品書、請求書、領収書、他

(2) 生産支援事業および効果増進事業

① リース契約書（リース導入の場合）、② 納入写真、③ 納品書、請求書、領収書、他

(3) 市町からの添付書類

① 確認調書、② 確認写真、他

上記書類は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して、5年間、整備保存しなければならない。

6 取組主体助成金の交付方法

助成金の交付の方法については、公的な基金の適正な執行を確保するため、市町を通じて取組主体に交付する。ただし、複数の市町に受益がまたがる取組については原則として県から取組主体へ直接交付することとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、本事業の国交付等要綱および滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知において記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおりとする。

(1) 取組主体

国交付等要綱別表2に定めるほか、以下のとおりとする。

農業者の場合、次の①から③のいずれかであり、加えて土地利用型作物（水稻、麦、大豆、子実用とうもろこし）を対象作物とする場合は④であること。

① 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者）であること。

② 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第3項の認定を受けた者）であること。

③ 特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する組織）その他委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）であって次の要件を

満たすもの。

(a) 代表者の定めがあり、定款または規約が定められていること。

(b) 共同販売経理を行っていること。

(c) 目標年度までに法人化することが確実であると見込まれること。

④ 人・農地プラン（および実質化された人・農地プラン）に位置付けられた中心経営体であること。

民間事業者の場合は、財務諸表により債務超過に陥っていない等健全な経営であると確認できること。

(2) 契約に当たっての条件

① 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付することとする。

② 農業機械の導入や生産資材の導入等に当たって、業者の選定は一般競争入札の実施により事業費の低減を図る。やむを得ない事由があると県が認める場合に限り、県が指定する見積合わせ等の方法で実施することとする。

(3) 助成金の返納

事業要件を満たさないことが判明した場合、取組主体は助成金を返還しなければならない。

(4) 助成金の仕入れに係る消費税等相当額の返納

各取組主体が課税事業者である場合、または、農業者の組織する団体のうち任意組織の構成員である農業者が課税事業者の場合は、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、控除できる部分の金額の確定後、返還の手続をとる。

(5) 財産の管理等

① 県および市町は、取組主体に対して、本事業により取得した財産を本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

② 取組主体が、本事業により取得した財産を処分することにより収入があり、または収入があると見込まれるときは、その全部または一部を納付させることがある。

(6) 財産処分の制限

① 本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年8月27日法律第179号）」第22条に準じて、取得財産等について、その交付を受けた市町長の承認を受けないで当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

② 取得財産等のうち、①の規定の対象となるものは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」第13条第4号の規定および機械・機器整備に対する助成対象の範囲を勘案し、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

③ ②の財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金交付の目的および「減価償却資産の耐用年数等に関する

省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」第5条により定める処分制限期間に準ずることとする。

- ④ 本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめその交付を受けた市町長の承認を受けなければならない。
- ⑤ ④に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じて行うこととする。
- ⑥ 市町長は、④の処分を制限された取得財産等の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ県知事の承認を受けなければならない。

8 その他

- (1) 本実施方針にいう「産地」（産地パワーアップ計画の対象とする範囲）とは、一定のまとまりをもって、複数の農業者により農業生産が行われている範囲とし、産地パワーアップ計画を作成する地域協議会が設定する。
- (2) 生産コストの算定方法は、現状値と目標値の算定方法が同一で、対外的に説明が可能な方法であること。
- (3) リース方式により農業機械を導入する際のリース事業者は、以下の条件を参考に地域協議会において審査を行うこととする。なお、地域協議会は申請する年度において、最初の申請の際に審査結果を証する書類を添付すること。
 - ① 財務諸表により債務超過に陥っていない等、健全な経営であると確認できること。
 - ② 過去5か年の会計年度のうち、1か年において年間5千万円以上の農業機械に係るリースの取扱いがあること。
- (4) 「4取組要件」の「①整備事業」において、「野菜・果樹・花き・茶・地域特産物」で取り組まれる「共同利用」とは、以下の内容を全て実施することとする。（強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡ-1の第2の5）なお、①から③の実施にあたっては、共同利用台帳を作成することとし、①については購入日、資材名、数量、価格、購入者等を、③については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記すること。
 - ① 栽培管理作業の共同化
育苗、播種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこと。
 - ② 資材の共同購入
肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入すること。
 - ③ 共同出荷
出荷に際しては、共同で行うこと。
 - ④ 所有の明確化
本事業で整備した施設または機械は、取組主体の所有であることを規約または登記簿等により明らかにすること。
 - ⑤ 管理運営
本事業で整備した施設または機械が、共同で管理運営（利用料の徴収および一体的維持管理）されていること。
- (5) 水稻のうち非食用米の生産に係る取組のうち耕種農家が行うWCS稲生産の取組は本事業の支援対象となり得るが、畜産農家によるWCS稲生産、また、WCS稲以外の飼料作物生産は支援対象としない。

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

近年の施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことの維持が重要である。

このため、本県の農業について、① 滋賀県農業・水産業基本計画、② 水田収益力強化ビジョン、③ 近江の野菜生産振興指針、④ 滋賀県果樹農業振興計画、⑤ 滋賀県花き生産振興指針、⑥ 「近江の茶」生産振興指針 との整合させつつ、地域の生産基盤の強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
水稻（主食用米、非主食用米）・麦・大豆等	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】 実需者のニーズ、地域の営農条件に応じた作物の作付けを推進するとともに、担い手（個別経営、集落営農組織）への農地の集積の促進を図り、作付面積の維持・拡大と農産物の生産拡大を図る。</p> <p>【推進する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産地における総販売額または総作付面積の維持または増加 後継者不在の農地等において、新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。 ○ 各取組主体における輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、輸出向けの生産開始又は輸出額の増加を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。 ○ 各取組主体における国交付等要綱別記2の共通8の6に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。 ○ 各取組主体における生産コストの低減 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、生産コストの低減を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。 ○ 各取組主体における労働生産性の向上

	<p>新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、作業の省力化を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。</p>
<p>野菜（キャベツ、はくさい、だいこん、ブロッコリー、菜の花、にんじん、かぶ類、地域推進野菜）、果樹（ぶどう、なし、もも、かき、いちじく、ブルーベリー、地域推進果樹）、花き（ばら、きく、地域推進花き）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】 地域の営農条件や需要に応じた効率的な作付けを推進するとともに、新規就農者や担い手等への農地集約を図り、経営規模の拡大と農産物の生産拡大を図る。</p> <p>【推進する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産地における施設園芸品目の総販売額または総作付面積の維持または増加 老朽化した後継者のいない農業用ハウスの継承・効率利用を検討し、新規就農者や担い手への継承を図る。 ○ 各取組主体における輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、輸出向けの生産開始又は輸出額の増加を図るために必要な既存ハウスにおける栽培品目の転換、または安定した周年栽培への転換を推進する。 ○ 各取組主体における国交付等要綱別記2の共通8の6に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加を図るために既存ハウスにおける栽培品目の転換、または安定した周年栽培への転換を推進する。 ○ 各取組主体における生産コストの低減 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、生産コストの低減を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。 ○ 各取組主体における労働生産性の向上 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、作業の省力化を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。
<p>茶、地域特産物（そば、いも類、こんにゃく等）</p>	<p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、県の各種農業振興計画と整合させつつ、以下の方策を実施する。</p> <p>【基本的な考え方】 中心的経営体への農地集積などの産地の体質強化や、新たな需要に応じた作付けを推進することにより、栽培面積の維持・拡大と農産物の生産拡大を図る。</p> <p>【推進する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産地における総販売額または総作付面積の維持または増加 後継者不在の農地等において、新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。 ○ 各取組主体における輸出向けの生産開始又は輸出額の増加

	<p>新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、輸出向けの生産開始又は輸出額の増加を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各取組主体における国交付等要綱別記2の共通8の6に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。 ○ 各取組主体における生産コストの低減 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、生産コストの低減を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。 ○ 各取組主体における労働生産性の向上 新規就農者や担い手、作業受託組織等への継承に際し、作業の省力化を図るために必要な農業機械の再整備・改良等を推進する。
--	--

3 本事業の推進・指導および管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画および取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導	産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向けて、県（県庁みらいの農業振興課、農業農村振興事務所農産普及課等）と市町および市町再生協議会が連携して、推進・指導する。
(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画および取組主体事業計画の審査等の方針・体制	産地パワーアップ計画および取組主体事業計画の審査に当たっては、県の各種農業振興計画に基づく産地としての生産基盤の強化に向けた計画であるとともに、県事業実施方針に即した計画であることを確認する。なお、審査の実務は、効率的かつ効果的な審査のため、県庁みらいの農業振興課および農業農村振興事務所農産普及課が行う。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械および資材 本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械・設備および資材とする。なお、機械の規模については、利用計画等で能力および台数を決定するなど過剰投資とならないようにすること。

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹（ぶどう、な	○ 取組要件

し、もも、かき、いちじく、ブルーベリー、地域推進果樹)、茶	<p>国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○ 改植等を行う場合の対象品目・品種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹産地構造改革計画を策定した産地における当該計画に基づいた取り組みに対して支援する。 ・支援対象品種は、本県で樹種ごとに別表で選定している推奨品種および準推奨品種とする。さらに、競争力のある有望な品種と認められる場合は対象品種に追加する。
-------------------------------	--

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
共通	<p>○ 取組要件</p> <p>国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p>

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
共通	<p>○ 取組要件</p> <p>国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○ 補助対象機械および資材</p> <p>本事業の成果目標の達成に必要不可欠な経費とする。なお、経費の根拠を明確にし、履行実態を確認するなど、過剰投資とならないように注意すること。</p>

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
共通	<p>○ 取組要件</p> <p>国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○ 補助対象機械および資材</p> <p>本事業の成果目標の達成に必要不可欠な経費とする。なお、経費の根拠を明確にし、履行実態を確認するなど、過剰投資とならないように注意すること。</p> <p>○ 農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容</p> <p>大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技および座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等の開催に要する経費を対象とする。研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得や農業機械の安全利用に関する研修等も行うことができるものとする。</p>

(2) 整備事業

国交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容および対象経費等の確認方法

1 計画申請時

(1) 整備事業

① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、② 費用対効果分析、③ 既存ハウスの写真、④ 既存ハウスの位置図等、⑤ 継承計画、⑥ 実証計画（①、②を必須として、農業用ハウスの再整備・改修の取組を行う場合は③、④、⑤、生産技術の継承・普及の取組を行う場合は⑥を確認する。）、他

(2) 基金事業

申請者の定款または規約、施設等の継承計画、見積書、カタログ、既存施設等の写真・位置図など

2 実績報告時

(1) 整備事業（国交付等要綱別表2注1に基づき基金事業として実施される整備事業を含む。）

① 出来高設計書、② 完成写真、③ 契約書、納品書、請求書、領収書、他

(2) 基金事業

① リース契約書（リース導入の場合）、② 納入写真、③ 納品書、請求書、領収書、他

(3) 市町からの添付書類

① 確認調書、② 確認写真、他

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

産地パワーアップ計画の認定の優先順位は、以下のとおりとする。

- ① 産地パワーアップ計画に属する取組主体事業計画について、次の（1）～（4）で得られるポイントの合計を算定する。
- ② ①で得られたポイントを、産地パワーアップ計画に属する取組主体事業計画数で除し、その平均ポイントを算定する。
- ③ ②の平均ポイントの高い産地パワーアップ計画から優先して採択する。
- ④ ②のポイントが同じ場合には、（1）成果目標の①から⑤のいずれかの目標で、最も高い目標値を設定している計画を優先する。

(1) 成果目標

取組主体事業計画の成果目標について、以下の5つの成果目標のうち、最も高いものを当該計画のポイントとする。

① 輸出向け出荷量または出荷額の増加

0%以上～5%未満増加 3ポイント、5%以上～10%未満増加 4ポイント、10%以上増加 5ポイント

② 国交付等要綱別記2の共通8の6に掲げる重点品目の生産開始または当該品目の販売額の増加

重点品目の生産開始 3ポイント、販売額1%以上～10%未満増加 4ポイント、販売額10%以上増加 5ポイント

③ 生産コストの低減

0%以上～5%未満削減 3ポイント、5%以上～10%未満削減 4ポイント、10%以上削減 5ポイント

④ 労働生産性の向上

0%以上～5%未満増加 3ポイント、5%以上～10%未満増加 4ポイント、10%以上増加 5ポイント

⑤ 契約販売率の増加

0%以上～5%未満増加 3ポイント、5%以上～10%未満増加 4ポイント、10%以上増加 5ポイント

(2) 品目 (作物)

取組主体事業計画の対象作物のポイントを、当該計画のポイントとする。

野菜、花き、果樹 5ポイント、茶、地域特産物 3ポイント、水稻・麦・大豆、果樹 1ポイント

7 取組主体助成金の交付方法

助成金の交付の方法については、公的な基金の適正な執行を確保するため、市町を通じて取組主体に交付する。ただし、複数の市町に受益がまたがる取組については原則として県から取組主体へ直接交付することとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、本事業の国交付等要綱および滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知において記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおりとする。

(1) 取組主体

国交付等要綱別表2に定めるほか、以下のとおりとする。

④ 農業者の場合、次の①から③のいずれかであり、加えて土地利用型作物（水稻、麦、大豆、子実用とうもろこし）を対象作物とする場合は④であること。

① 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者）であること。

② 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第3項の認定を受けた者）であること。

③ 特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する組織）その他委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）であって次の要件を満たすもの。

(a) 代表者の定めがあり、定款または規約が定められていること。

(b) 共同販売経理を行っていること。

(c) 目標年度までに法人化することが確実であると見込まれること。

④ 人・農地プラン（および実質化された人・農地プラン）に位置付けられた中心経営体であること。

民間事業者の場合は、財務諸表により債務超過に陥っていない等健全な経営であると確認できること。

(2) 契約に当たっての条件

① 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付することとする。

② 農業機械の導入や生産資材の導入等に当たって、業者の選定は一般競争入札の実施により事業費の低減を図る。やむを得ない事由があると県が認める場合に限り、県が指定する見積合わせ等の方法で実施することとする。

(3) 助成金の返納

事業要件を満たさないことが判明した場合、取組主体は助成金を返還しなければならない。

(4) 助成金の仕入れに係る消費税等相当額の返納

各取組主体が課税事業者である場合、または、農業者の組織する団体のうち任意組織の構成員である農業者が課税事業者の場合は、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、控除できる部分の金額の確定後、返還の手続をとる。

(5) 財産の管理等

- ① 県および市町は、取組主体に対して、本事業により取得した財産を本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。
- ② 取組主体が、本事業により取得した財産を処分することにより収入があり、または収入があると見込まれるときは、その全部または一部を納付させることがある。

(6) 財産処分の制限

- ① 本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年8月27日法律第179号）」第22条に準じて、取得財産等について、その交付を受けた市町長の承認を受けずに当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。
- ② 取得財産等のうち、①の規定の対象となるものは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」第13条第4号の規定および機械・機器整備に対する助成対象の範囲を勘案し、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
- ③ ②の財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、助成金交付の目的および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」第5条により定める処分制限期間に準ずることとする。
- ④ 本事業に係る助成金の交付を受けた取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめその交付を受けた市町長の承認を受けなければならない。
- ⑤ ④に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じて行うこととする。
- ⑥ 市町長は、④の処分を制限された取得財産等の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ県知事の承認を受けなければならない。

9 その他

--

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

滋賀県では農耕地面積の92%を水田が占め、田畑輪換体系（3年一巡のブロックローテーションに基づく麦・大豆－水稻－水稻の3年4作）が主要な栽培体系として定着している。田畑輪換栽培はその繰り返しによって土壌有機物の分解が促進され、地力が低下することが明らかになっている。また、近年の温暖化に伴い、地力のさらなる変化が想定され、農作物の収量や品質の低下が懸念されている。地力の向上には有機物施用が有効であり、堆肥等の有機物の投入が重要となる。そこで、堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、継続的な土づくりの取組を推進し、もって農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図る。

2 基本方針

水田への家畜ふん堆肥や緑肥作物、木炭等（以下、堆肥等）の適切な施用による土壌管理を実施し、水田土壌の生産力の維持・増進を図り、作物の生産性向上に寄与する。
作物名：水稻・麦・大豆等
堆肥施用に伴う水田土壌の改良目標項目：土壌養分の改善(可給態窒素、全炭素等が施用前と比較して5%以上改善)

3 本事業の推進・指導方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

事業の効果的な実施に向けて、県（県庁みらいの農業振興課、農業農村振興事務所農産普及課等）と市町、県再生協議会、地域再生協議会および関係団体が連携して、推進・指導する。

(2) 取組主体事業計画の審査等の方針・体制

取組主体事業計画の審査に当たっては、農地土壌の生産力の維持・増進を図るため、堆肥等による継続的な土づくりの取組を継続する計画であるとともに、県事業実施方針に即した計画であることを確認する。なお、審査の実務は、効率的かつ効果的な審査のため、滋賀県農業再生協議会、県庁みらいの農業振興課および農業農村振興事務所農産普及課が行う。

4 取組要件

国交付等要綱別記2の別紙2のIの6に掲げられた要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。

○ 土づくりの対象とする地域、作物の選定方針

県内農耕地の約9割を水田が占めることから、水稻・麦・大豆作等の水田作を中心とした地域を対象とする。

○ 活用する堆肥等の施用方針

原則として、以下の①～④について、「2 基本方針」に基づき施用する。

① 牛由来の排泄物を原料とする堆肥を概ね1～2 t 施用すること。

- ② 牛、豚もしくは馬由来の排泄物を主な原料とする堆肥（C/N比が10以上）をペレット状に加工したものを施用すること。施用量は、水分量を勘案し、現物堆肥（ペレット状に加工する前の堆肥）1～2 t 施用と同等の炭素量となるよう調節する。
- ③ 緑肥作物（ヘアリーベッチ、レンゲ等）を標準播種量以上、播種すること。
- ④ 木炭（植物性の殻の炭を含む）を標準量（500L/10aまたは50kg/10a）以上、施用すること。
- 堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定方針
 - 堆肥等を用いた土づくりを行っていないほ場を対象とする。ただし、これまでに堆肥等の施用を行っていても、土壌分析の結果等から地力低下による作物の収量・品質の低下がみられ、その改善に堆肥等の追加的な施用が有効と認められる場合には対象とする。なお、同一ほ場での取組は一回に限るものとする。
- 取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施
 - 堆肥等の施用効果をほ場毎に確認するため、ほ場毎に土壌分析を実施する必要がある。ただし、ほ場が小規模な場合には、複数のほ場をまとめて確認することは可能とするが、少なくとも30aに1カ所は、土壌分析を実施する。
- ペレット堆肥の施用による土づくりを行う場合の栽培実証の実施
 - ペレット状に加工した堆肥を実証する場合、規模は問わないが、実証ほの面積概ね1ha当たり1カ所で坪刈等の栽培実証を実施する。
- 適切な堆肥の使用
 - ① 肥料取締法第22条に基づき特殊肥料として届け出がされていること。
 - ② 十分に腐熟させた堆肥（切り返しを適切に行い、堆肥中心部だけでなく表層部も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分取る等により生産された堆肥）とする。
 - ③ クロピラリドによる生育障害の防止への対応等堆肥等の利用にあたっての留意事項
 - 家畜由来堆肥を施用する場合は、原材料に関する情報（家畜の種類や輸入飼料を給与しているかどうか等）を必ず提供元に確認し、提供元が生物検定を行っている場合は、結果の提供を求める。使用の際は、土壌とよく混和する。

5 取組内容および対象経費等の確認方法

堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌等の分析および堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、堆肥等の特殊肥料生産業者届出番号、散布後かつ鋤き込み前の写真、見積り書および請求書等により確認する。

6 取組主体助成金の交付方法

- ・助成金の交付の方法については、公的な基金の適正な執行を確保するため、原則、滋賀県農業再生協議会を通じて取組主体に交付することとし、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年3月20日滋賀県規則第9号）および滋賀県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱によるものとする。
- ・堆肥等とペレット堆肥のそれぞれの面積に乗じて支払われる都道府県への交付額の範囲（堆肥等を実証的に活用する面積に10a当たり30千円、ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10a当たり35千円）内で、県の設定した単価を上限に、取組主体に対して交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き継続して堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大を図ることとする。

8 その他

--

別表

樹種	推奨品種	準推奨品種
ブドウ	竜宝、紅伊豆、紅富士、藤稔、シャインマスカット、サニールージュ、クイーンニーナ、ブラックビート	BKシードレス、あずましずく、高墨、紫玉、ピオーネ、ハニービーナス、デラウェア、マスカット・ベリーA
ナシ	幸水、豊水、あきづき、甘太	なつしずく、新高、凜夏、南水、王秋、香麗、甘ひびき
モモ	あかつき	清水白桃、黄金桃、川中島白桃、日川白鳳、つきあかり
カキ	富有、太秋	早秋、刀根早生、平核無、西条
クリ	国見、筑波、石鎚、ぼろたん、美玖里	銀寄、丹波、岸根、大峰、ぼろすけ
ウメ	南高、小粒南高、竜峡小梅	玉英、白加賀、翠香
イチジク	梶井ドーフィン	バナーネ、カドタ、アーテナ
ブルーベリー	ラビットアイ系	ハイブッシュ系
オウトウ		香夏錦、高砂、紅秀峰、佐藤錦、ナポレオン
リンゴ		ふじ、王林
西洋ナシ		ラ・フランス
キウイフルーツ		ヘイワード、トムリ（授粉樹）、ゴールデンキング、センセーションアップル、孫悟空（授粉樹）
スモモ		大石中生、ソルダム、サンタローザ、貴陽
ビワ		茂木、田中
カンキツ類		宮川早生、興津早生、ゆら早生、田口早生

- 推奨品種：新規植栽・改植時に主要品種として推奨できる。
 - ・試験研究で生理生態・耐病性等が掌握されている。
 - ・生産現場で収益性が高く評価されている。
- 準推奨品種：試験研究で生理生態・耐病性が掌握されている。
 - ・試験研究で生理生態・耐病性が掌握されている。
 - ・生産現場で収益性が評価されている。